

判決年月日	平成20年 2 月27日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成19年(行ケ)10055号		
○ 特許法 1 7 条の 2 第 4 項 2 号にいういわゆる限定的減縮は，特許請求の範囲を減縮するだけでなく，発明を特定するために必要な事項を限定するものでなければなら ないと解されるとして，補正を却下した審決が維持された事例			

（関連条文）特許法 1 7 条の 2 第 4 項 2 号

（要旨）

特許法 1 7 条の 2 第 4 項 2 号は，「特許請求の範囲の減縮（第三十六条第五項の規定により請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定するものであつて、その補正前の当該請求項に記載された発明とその補正後の当該請求項に記載される発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であるものに限る。）」と定めているから、同号の事項を目的とする補正とは、特許請求の範囲を減縮するだけでなく、発明を特定するために必要な事項を限定するものでなければならないと解される。また、「発明を特定するために必要な事項」とは、特許法「第三十六条第五項の規定により請求項に記載した発明を特定するために必要な事項」とあることから、特許請求の範囲中の事項であって特許を受けようとする発明を特定している事項であると解される。

補正前の請求項が「二次電池用に製作されたアノードであって、電気化学システム内でリチウムを吸着及び脱着することができるホスト材料と、前記ホスト材料の中に既に分散されているリチウム金属と、を含むことを特徴とするアノード。」であるものを、「二次電池用に製作されたアノードであって、電気化学システム内でリチウムを吸着及び脱着することができるホスト材料と、前記ホスト材料の中に既に分散されているリチウム金属とを含み、前記アノード内のリチウム金属の量は、前記アノードが再充電される場合、前記アノード内の前記ホスト材料の中に入り込む、前記ホスト材料と合金を作る、又は前記ホスト材料に吸着されるに十分な最大の量以下であることを特徴とするアノード。」とする補正を求めた場合において、補正前の特許請求の範囲の記載では、「アノード内のリチウム金属の量」について全く記載されていないから、本件補正は、特許請求の範囲を減縮するものであったとしても、発明を特定するために必要な事項を限定するものではないから、特許法 1 7 条の 2 第 4 項 2 号の事項を目的とするものとはいえず、本件補正を却下した審決の判断に誤りはない。